



申2号「仙台支社での現業機関における柔軟な働き方の実現について」 に関する申し入れ団体交渉①

2022年8月29日（月）、申2号「仙台支社での現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れの団体交渉を開催しました。今後、「変革2027」に関する施策が進むにつれ、私たちの働く環境や働き方そのものが大きく変化していきます。申1号交渉の内容と重なる部分もありますので、申1号交渉経過も参照しながら職場での引き続きの検証と議論をお願いいたします。詳しい交渉内容や疑問については分会役員及び地本業務部まで連絡をお願いします。

- (1項)今施策においても、安全・健康・ゆとり・働きがいを向上させること。また、地域に密着したお客さまサービスの向上が出来る施策とすること。
- (回答)社会の急速な変化を踏まえ、グループ経営ビジョン「変革2027」の目指す「鉄道起点のサービスからヒト起点のサービスへの転換」に向け、系統を越えた新たな価値の創造を一層推進していく観点から、社員一人ひとりの成長意欲に応え、活躍フィールドを拡大させていくものである。
なお、これまでの役割や担務、従業場所の垣根を越え、よりお客さまに近いところで課題解決や価値創造に取り組んでいく考えである。

- (組合)回答の通りだと思うが、1項の関係は、7月28日申1号団体交渉で議論しているので、重複しないようにしたい。
7月28日時点と変化しているのが、7月25日有識者会議「提言」、7月28日JR東日本「ご利用の少ない線区の収支公表」があった事である。この提言、公表があり、現時点での仙台支社での考えや関連性を聞きたい。
- (会社)地方線区に関して、自治体との建設的な議論の為に収支公表をしている。山形統括センターも発足しており、直接の関係はなく、施策を実施していく。
- (組合)提言、公表に関しては、多くの組合員から多くの声が寄せられている。この点に関しては、今後の職場などの変化につながるかと受け止めているので、議論していきたい。
- (会社)了解。

- (2項)今施策に関連し、寮、社宅の取扱い等に関して、本人希望に応じて、使用できるようにすること。
(回答)社宅等業務・利用規程に則り取り扱うこととなる。

- (組合)特に寮の取り扱いに関して、山形統括センター発足時と今後の統括センター発足時で基本的な考え方は変わるのか。
- (会社)基本的な考え方は変わらない。社宅等業務・利用規程や関係通達により、基本的な取り扱い、どういう方が入れるのか判断する。ただし、寮が空いていない場合などは、時期がずれる場合がある。
- (組合)寮に入りたいと言う場合に、現場段階では誰に相談すればよいのか。
- (会社)管理者に相談して頂きたい。現在、寮などについてはJEPSが運用しているので、勤労課としても相談しながら行う事となる。
- (組合)当然ながら、不利益変更、対応が人によって違うという事、ハラスメントは行わないでいただきたい。
既婚者に関して、寮を借りるイコール別居手当が出るという事ではない認識だが、その認識で良いか。
- (会社)別居手当に関しては、賃金規定130条に基づく条件を具備しているかどうかでの取り扱いとなる。扶養手当にも関わるので、管理者に相談して頂きたい。
- (組合)権利ばかりでなく、義務というか、リスクについても改めて確認したい。寮を借りれば、通勤箇所が寮からとなるので列車通勤の時と変わり、通勤障害にならないという認識で良いか。
- (会社)当然ながら、そうなる。
- (組合)また、以前にもあったが、寮を借りているが、実際には寮にいないという方には退寮して頂くという事もあるのか。
- (会社)寮については、必要な方が利用して頂く為、退寮の検討はする。例えば、一週間に一日くらいしかいない方がいて、空き部屋がない場合にはあけてくれないかということもある。
- (組合)状況に応じていろいろなケースが出てくると思う。職場で個別でも説明して頂きたいが、何か不明な点などについては、地本としても支社に確認することもあるので、その際は相談する。
- (会社)了解。